

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 中国における改正科学技術進歩法等のR & D関連法規による研究開発活動への影響の分析調査

ジェトロ北京センターでは特許庁の委託を受け、標記の調査を行いました。当該調査の報告書は、今後、弊所HPで公表されますが、その概要を簡単に報告いたします。なお、改正科学技術進歩法の日本語訳は下記アドレスでご覧になることができます。

http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2008011576744857.pdf

(1) 財政資金投入プロジェクト

2008年7月1日に施行される改正科学技術進歩法（改正科技進歩法）は、財政資金投入プロジェクトにおいて創造された研究開発成果の帰属及び行使並びに譲渡制限に関する規定を新設しました（20条、21条）。

従前は「国家科研計画プロジェクトの研究成果の知的財産権管理に関する若干規定」（科技部・財政部、2002年3月5日公布）に基づき、財政資金投入プロジェクトの成果である知的財産権は、プロジェクト実施単位が取得すると規定されていましたが、個人が含まれていません。また、どのような場合に無償実施の権利・他人にライセンス許諾する権利を国が得られるのか不明確でした。

これに対して、改正科技進歩法20条は、財政資金投入プロジェクトの成果である知的財産権は、国家安全、国家利益及び重大な公共利益に係わるものを除き、プロジェクト実施者が権利を取得すると規定しています。また、合理的な期間内に実施しない場合、国は無償実施の権利・他人にライセンス許諾する権利を得ることができます。

また、改正科技進歩法21条は、財政資金投入プロジェクトの成果である知的財産権は、最初に国内で使用することが奨励され、国外の組織・個人に譲渡・ライセンスする場合にはプロジェクト管理機関の審査及び認可が必要であると規定しています。そのため、外国企業が財政資金投入プロジェクトで創造された知的財産権の譲渡・ライセンスを受ける場合には注意が必要です。

(2) 技術革新の主体としての企業

改正科技進歩法は、企業が技術革新の主体であることを明確にしています（30条）。科学技術に対する投資への優遇税制（17条、33条、36条）、金融支援（16条、34条、35条）に関する規定が設けられています。

(3) 独自革新の奨励

改正科技進歩法では、リスクの高いプロジェクトを完了できなかった場合でも科学技術者に対して寛容であることが規定されました（56条）。政府は、革新的な製品であって初めて発売されたものを率先して購入すること（25条）、外国の優秀な人材が中国において研究開発に従事する場合には永久居住権を優先的に取得できること（54条）を規定

しています。

(4) 日系企業の中国におけるR&D戦略

日系企業が中国でR&D活動を進める理由として、下記6つの中国進出戦略があると指摘されています。

- 中国の優秀な技術者の力を低コストで活用
- 中国の市場ニーズ・嗜好に対応した製品のローカライズ
- 開発から生産・販売までの機能を現地に移転することによる効率化
- 中国の技術基準の制定に関与し、競争優位を獲得
- グローバル市場向けのR&Dの実施
- 税金の優遇措置、補助金の交付

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 深セン市、インターネットソフトウェアを保護する法律を整備（国家知識産権網 2008年5月2日）
2. 深セン：グラフィックデザインの保護規定を制定（深セン新聞網 2008年5月7日）
3. 全人代、専利法の改正に向け座談会 広東省で（国家知識産権網 2008年5月13日）
4. 「著作権行政処罰実施方法」 改正へ向け意見募集（広東省新聞出版局ネット 2008年5月22日）
5. 吉林高裁：「馳名商標」の認定めぐり規定（法制網 2008年5月19日）

○中央政府の動き

1. 商務部：「2008 外商招致指導意見」発表へ、知財権の現地化を推進（商務部サイト 2008年4月22日）
2. 発改委 情報化社会建設へ向け、知財権重視を奨励（中国政府網 2008年4月18日）
3. 版權局 正規ソフト使用を推進 問題企業の「ブラックリスト」公表へ（中国経済網 2007年4月18日）
4. 税関、「最も効率的な知財行政法執行機関」に（新華網 2008年5月8日）
5. 胡錦濤主席：知的財産権保護に向けた日本との交流強化を（国家知識産権網 2008年5月8日）
6. 国有企業の知財管理強化を奨励へ（国家知識産権網 2008年5月15日）
7. 著作権当局：今年対策重点は動画サイトなど（CCID ネット 2008年5月12日）
8. 知財当局：被災地の早期再建へ 世界の特許を活用（法制網 2008年5月22日）
9. 中国－ペルーFTA交渉 知産問題めぐり意見交換（国家知識産権網 2008年5月21日）
10. 王岐山副総理、米商務長官と知財問題めぐり会見（国家知識産権網 2008年5月16日）

○地方政府の動き

1. 瀋陽市、知財権サポートセンターを設立へ（瀋陽晩報 2008年4月29日）
2. 全国最初の特許審査官実践基地、上海に設立（国家知識産権網 2008年5月7日）
3. 北京、オリンピック知産権保護を目的とする取締りを強化（新華社 2008年5月8日）
4. 福建省、国の知財当局と協力議定書を締結 知財発展へ（福建日報 2008年5月13日）

5. 安徽省：知財当局と08年協力プランを締結（国家知識産権網2008年5月22日）

○司法関連の動き

1. 「iPod」が「iPro」に変身？ アップル社が国内企業を訴え（東北新聞サイト2008年4月24日）
2. 中国の電池メーカー、米国の特許訴訟で勝訴（科技日報 2008年5月5日）
3. スーパーのBGMめぐり国内初の訴訟 北京（法制日報 2008年5月7日）

○統計関連

1. 中国ソフトウェア産業：海賊版比率、20%に減少（新華社 2008年04月28日）
2. 税関：知財侵害商品の摘発、07年は3億点超（国家知識産権網 2008年4月28日）
3. 北京：知財訴訟の受理数、昨年は4000件近くに（法制晩報 2008年5月14日）
4. 合い言葉は「テクノロジー五輪」 特許等の申請320件を超える（新華網2008年5月22日）

○その他知財関連

1. 北京大、清華大など、首都の大学で知財普及の嵐が（国家知識産権網 2008年4月30日）
2. マイクロソフト：最大の海外研究開発パーク、北京に建設へ（2008年5月8日 新華網）
3. EU中小企業の中国知財権サービス機関、北京で設立（2008年5月7日 新華網）
4. マイクロソフト、百文宝と提携 ライセンス契約を締結（知識産権報 2008年5月12日）
5. 優良ブランド委、知財分野でインドとの協力強化へ（中国貿易救済情報ネット 2008年5月9日）
6. アニメ・漫画製品版権サービスセンターが始動（新華網2008年5月22日）

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲26号長富宮弁公樓7003 郵編100022

TEL：+86-10-6528-2781, FAX：+86-10-6528-2782

E-mail：post@jetro-pkip.org

発行人：JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved